

意見書

令和8年10月7日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和8年10月7日に開催した令和8年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より林道事業1箇所、砂防事業2箇所、流域下水道事業2箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 林道事業【再評価対象事業】

1番 つるがきかせん 鶴ガ坂線

1番については、平成20年度に事業に着手し、平成29年度、令和4年度に再評価を行い、その後、社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業である。

今回、審査を行った結果、1番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

事業が長期に渡っていることから、事業効果の早期発現のため、森林整備・林業振興のみならず、地域振興と公益的機能発現も視野に入れて早期完成に努められたい。

(2) 砂防事業【再評価対象事業】

6番 ひえかわ 冷川

6番については、平成29年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、6番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

（３）砂防事業【再評価対象事業】

7番 はんざぶろうだに 半三郎谷

7番については、平成29年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、7番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

（４）流域下水道事業【再評価対象事業】

10番 ほくせいえんがなりゅういきげすいどう なんぶしよりく 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）

10番については、昭和62年度に事業に着手し、平成10年度、平成18年度、平成28年度に再評価を行い、その後一定期間（10年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、10番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

（５）流域下水道事業【再評価対象事業】

11番 ちゅうせいえんがなりゅういきげすいどう しともがわしよりく 中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）

11番については、平成9年度に事業に着手し、平成18年度、平成28年度に再評価を行い、その後一定期間（10年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、11番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。